

令和6年度 東久留米市立第九小学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第九小学校

1 はじめに

(1) 子供の人権といじめの禁止

- ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ・いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるものであるという基本的認識に立つ。
- ・いじめは子供の心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権問題である。
- ・いじめの早期発見と未然防止は、教師にとって重要な課題である。
- ・いじめを防ぐには教師自らの知的的理解と人権感覚を磨くことが大切である。

(2) いじめの理解

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめの態様

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

特に最近はネットいじめが増えている。インターネットの掲示板や携帯電話でのメール・ブログなどの匿名性を利用した個人を攻撃する書き込みなど

いじめの構造

傍観者 見てみぬふりをする

はやし立てたり面白がったりする 観衆

加害者

実行者

司令者

被害者

学年や学級の雰囲気が集団の人間関係に大きく関わってくる。

観衆による助長行為は、積極的は認につながり、傍観者の「みてみぬふり」をする暗黙的な是認も、いじめの助長につながる。

司令者と実行者の関係は、いじめの加害者の特定を難しくする場合がある。

(3)いじめ問題への基本的な考え方

いじめはどこでも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に向けた取組を実施し、いじめは人間として絶対に許されないという意識を一人一人の子供に徹底させる。そして、教育活動全体を通して、自他を認める意識やお互いを思いやり、生命や人権を大切にする気持ちを身に付けさせる。

そして、いじめ防止には早期発見・早期対応が大切である。ふだんから児童の変化を見逃さないようアンテナを高くし、いじめを見付けるための積極的な取組、適切かつ迅速な対応を図ることである。

①いじめを生まない、許さない学校づくり

- 一人一人の教員の鋭敏な感覚により、軽微ないじめも見逃さず、的確に認知する。
- 児童の自己肯定感を育み、集団の中で自尊感情をもてるよう適切に指導する。

②いじめから子供を守り通す

- 学校相談体制の充実を図り、相談しやすい環境をつくる。
- 子供が教職員を信頼して相談できる関係を築く。

③学校一丸となって取り組む組織的対応と指導力向上

- 「学校いじめ防止対策委員会」を核として組織的に対応する。
- 迅速かつ組織的な状況確認と適切な役割分担による対応を行う。

④保護者、地域、関係機関と連携した社会総がかりの取組

- 「学校サポートチーム」の機能を明確化し、適切かつ機能的に活用、対応する。
- 保護者との信頼関係に基づく対応に努める。

2 いじめ対策の取組

(1)いじめ対策の柱

- ア 第九小学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめ防止対策委員会（校内委員会）
いじめに関する連絡調整会議（生活指導全体会）等実施
- ウ いじめに関する教員研修の実施 6月 11月 2月
- エ いじめ実態調査の実施 6月 11月 2月
- オ いつでも相談できる環境整備（スクールカウンセラーによる面接実施等）
- カ いじめに関する授業の実施 全学級「特別の教科 道徳」年3回
- キ きょうだい学級あそびを年9回実施 わくわく集会企画、運営
- ク あいさつ運動 学期に1回実施
- ケ いじめ撲滅標語の取組
- コ いじめ対策実施状況の評価実施 2月

(2) 四つの段階に応じた具体的な取組

① 未然防止

教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図る

- ・学校いじめ防止基本方針の策定
- ・学校いじめ防止対策委員会設置 学期1回の定例会、随時招集の不定期会実施
- ・いじめ連絡協議会（全体会）生活指導全体会での情報交換・共有
- ・「東久留米市人権教育指導集」を参考にした学期1回のいじめに関する研修会の実施

いじめを許さない指導の充実を図る

- ・道徳の時間を中心とした全教育活動において「基本的な生活習慣」「規範意識」「コミュニケーション能力」「社会性」を育成
- ・「いじめに関する授業」を年3回以上実施
- ・学校いじめ防止対策委員会や生活指導全体会での情報交換・共有
- ・全校朝会におけるいじめ撲滅に関する講話 学期1回以上

子供が安心して生活できる学級・学校風土を創出する

- ・自尊感情を高め、自己有用感を育成する学級経営の工夫
- ・子供と教職員との信頼関係の構築と個性伸張のための教育実践
- ・教育相談や教育支援機能の充実による児童相互の良好な関係構築
- ・「きょうだい学級遊び」や「わくわく集会」の計画的実施による関係構築

子供の主体的な行動を支援し、当事者意識をもたせる

- ・児童会による「いじめ撲滅標語」の取組の計画的実施
- ・第4学年以上の子供たちによる「あいさつ運動」実施 年3回
- ・情報モラル教育の計画的実施によるSNSルールの徹底

保護者、地域、関係機関等との情報共有や共通理解を形成する

- ・保護者会、道徳授業地区公開講座、学校評議員会等で学校のいじめ防止の取組説明
- ・学校だよりや学校ホームページ等の活用によるいじめ防止の取組の発信
- ・学校サポートチームの理解促進

② 早期発見

いじめを素早く察知し、確実に受け止める

- ・いじめ実態調査の確実な実施と分析 6月 11月 2月
- ・学級担任等による毎朝の健康観察の確実な実施と観察
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施（第5学年 1学期）

すべての教職員が子供の状況把握を徹底する

- ・毎日の日直・看護当番による校内巡視の徹底
- ・毎週金曜日の生活指導夕会による情報や指導方針の共有

保護者、地域、関係機関との緊密な連携により情報を得る

- ・保護者面談、個人面談の実施による情報提供
- ・地域住民、保護者、関係諸機関との緊密な連携
- ・児童館、学童クラブ、放課後子供教室との緊密な連携

③ 早期対応

学校いじめ防止対策委員会による組織的な対応を徹底する

- ・把握した情報に基づき、解決のための適切な対応方針を策定
- ・緊急会議を開催し、情報共有、支援や指導、役割分担等明確化
- ・対応経過を記録、ファイリングすると共に解消の有無の確認徹底

被害の子供、加害の子供、周囲の子供の状況把握を徹底する

- ・全教職員で被害の子供の心身の安全確保と状況確認を徹底
- ・スクールカウンセラーの活用による被害の子供のケア
- ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導の徹底
- ・全教職員で組織的にいじめを伝えた子供の安全確保を徹底

市教育委員会、関係諸機関との連携により迅速に対応する

- ・東久留米市教育委員会への速やかな報告・連絡・相談
- ・市教育委員会と連携した適切な対応
- ・学校サポートチームを通じた警察・子供家庭支援センター児童相談所等と連携・協力

いじめの情報や学校の方針を発信し、保護者・地域と連携する

- ・必要に応じ、いじめ対策保護者会やPTAの活用による連携強化
- ・地域人材を活用した登下校時の見守り強化

③ 早期対応（対応の具体）

被害の子供への対応

- ア 校長が召集したいじめ防止対策委員会により、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、いじめ防止対策委員会に関係教員を加えた「いじめ対応チーム」を設置する。関係児童から個別の聞き取りを行い、早急な支援を心がける。
- イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導や悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の経過を記録する。
- ウ 保護者に対しては、事実を丁寧に説明し、今後の支援・指導体制、経過について理解を得る努力をする。
- エ 全教職員に事実を報告し、全校体制で解決に向けた支援を行う。被害の子供に対しては、養護教諭やスクールカウンセラーとも連携し、子供に安心感をもたらせるようなケアを行う。
- オ 市教育委員会に事実関係を報告し、今後の対応を協議する。

加害の子供への対応

- ア 事実確認を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、「いじめは絶対許さない」という毅然とした指導を行うとともに、再度いじめを起こさないよう継続かつ粘り強い指導を行う。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、本人の気付きと立ち直りの支援を行う。
- ウ 保護者に指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

④ 重大事態への対処

いじめ防止対策推進法(第28条 第30条)に基づく調査等対応

被害の子供の保護・ケア

- ・複数教員による間断ない見守り等、マンツーマンの支援・保護
- ・スクールカウンセラーとの緊密な連携、積極的な活用
- ・スクールソーシャルワーカーによる家庭状況の把握とケア
- ・適応指導教室等適切な通級・通室に関する対応

加害の子供への働きかけ

- ・警察や子供児童相談所等への相談・通告・通報
- ・毅然とした指導、懲戒や出席停止、別室での学習等の必要な措置
- ・加害の子供と保護者に対するケア

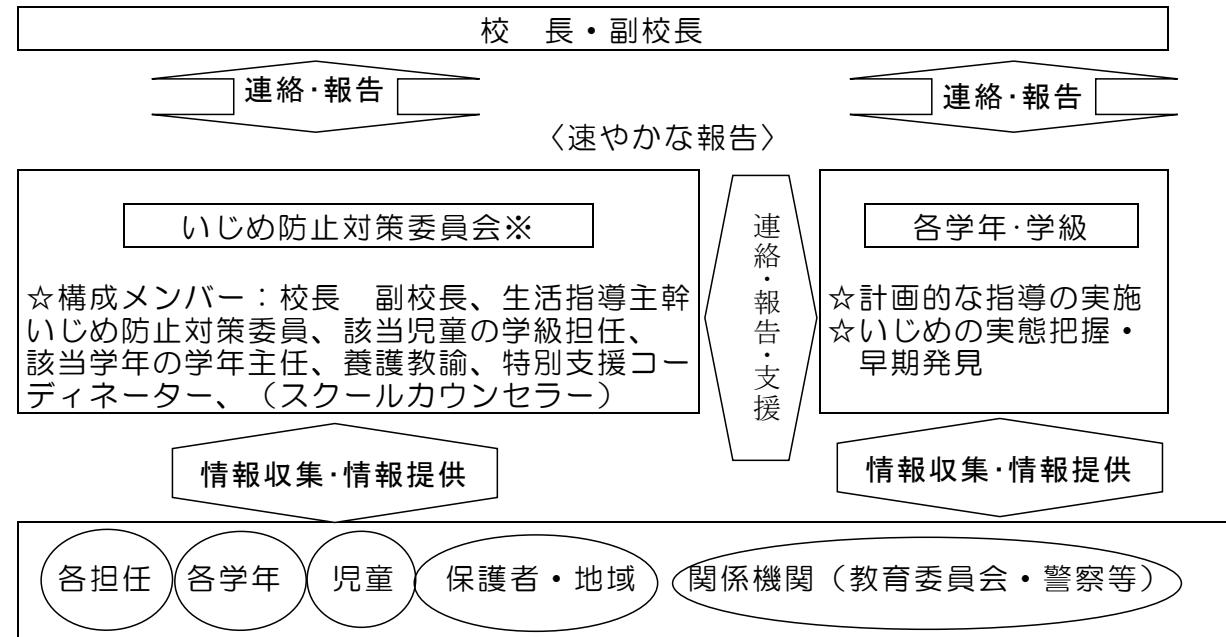
市教育委員会・関係諸機関との連携

- ・市教育委員会への報告と緊密な連携による対応の一体化
- ・児童相談所等福祉機関や医療機関等との連携
- ・都教委の問題解決支援チームや法の専門化等の活用

保護者・地域との連携

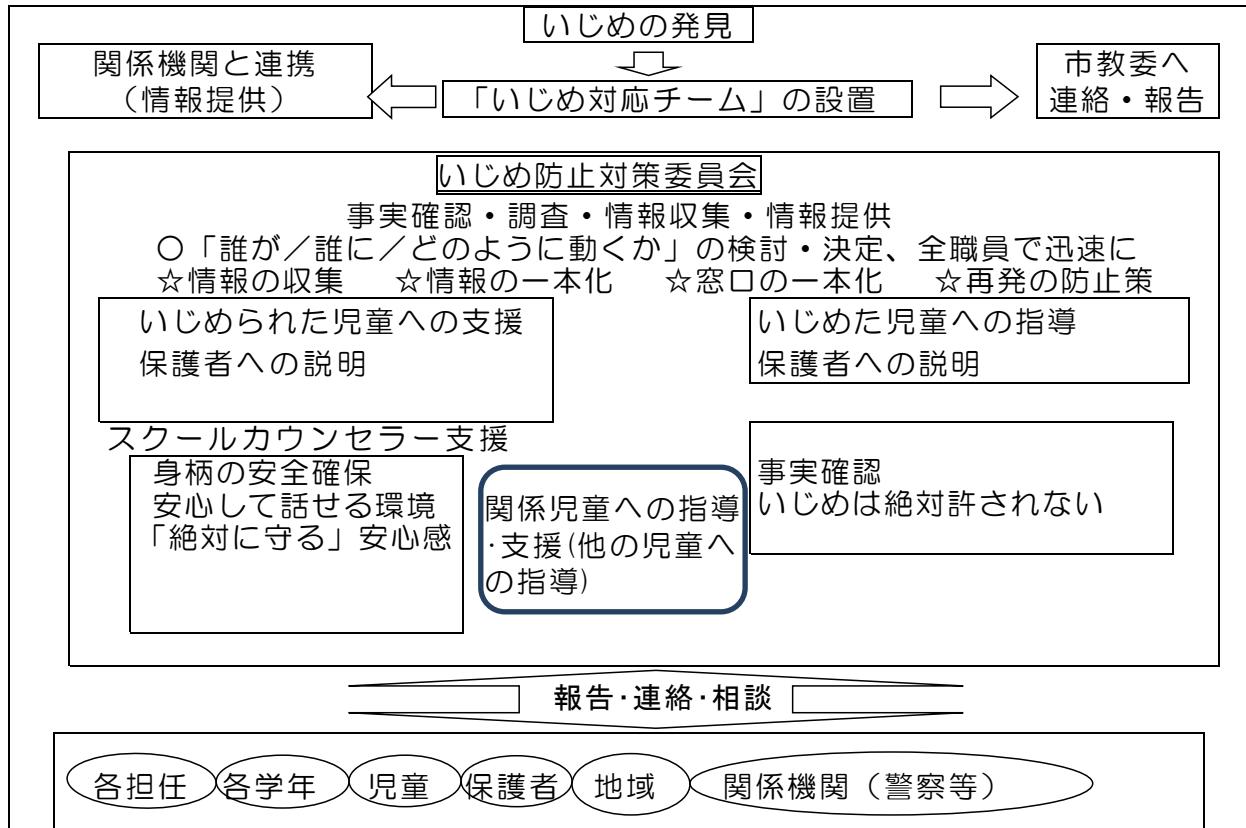
- ・いじめ防止対策等緊急保護者会の開催・状況等説明
- ・PTA役員、民生・児童委員等との積極的な連携

3 平常時のいじめ防止体制



※「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ防止のための取り組みを学校全体で行う。また、同委員会が保護者や関係機関との窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

4 いじめ発生時の体制



いじめの解消 **事後観察・支援の継続** **学校評価**
(継続して情報交換・支援) (日常観察・SC等との連携) (取り組みの評価、改善)